

# 横浜市地域公共交通会議運営要綱

制定 平成19年3月20日（局長決裁）

最近改正 令和7年4月1日 都地交第8号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

（目的）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要となる事項
- （2）法の対象外で地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- （3）第1号に該当する地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関する事項

（構成委員）

第3条 交通会議の委員は、次のとおりとする。

- （1）横浜市長
- （2）一般乗合旅客自動車運送事業者
- （3）一般乗用旅客自動車運送事業者
- （4）一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体
- （5）一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体
- （6）住民
- （7）国土交通省関東運輸局長
- （8）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- （9）国土交通省関東運輸局交通政策部交通企画課長
- （10）神奈川県県土整備局都市部交通企画課長
- （11）学識経験者

2 前項各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるときは、交通会議に次に掲げる者を委員として加えることができる。

- （1）第2条に関連する地域を管轄する道路管理者
- （2）第2条に関連する地域を管轄する交通管理者
- （3）その他交通会議の運営上必要と認められる者

3 第1項第1号から第5号まで及び同項第7号から第10号までに掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

4 第1項第6号及び第11号に掲げる委員については、都市整備局地域交通推進課において指名した者とする。

（委員の任期）

第4条 前条第1項第6号及び第11号に掲げる者の任期は、2年とする。ただし、任期期間中の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（座長）

第5条 交通会議に座長を置く。

2 座長は、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

（会議）

第6条 交通会議は、必要な時期に市長が開催する。

2 交通会議は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（交通会議への提案）

第7条 交通会議への提案者は、第2条第3号の事項については一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者とする。

2 第2条第3号の事項の交通会議への提案は、事前に提案に係る地域の交通管理者、道路管理者および自治会町内会等、地域の関係者間の同意が得られていることを原則とする。

3 市長は、次に掲げる事由等に該当する場合は、会議の内容を記載した書面（電磁的記録を含む）を委員等に送付し、その意見を聴取することにより会議に代えることができる。

（1）急を要すると判断したもの

（2）会議の内容が軽易であると判断したもの

（3）会議の運営に関するもの

（運賃分科会）

第8条 交通会議は、法第9条第4項に規定する組織として「運賃分科会」を置き、乗合旅客運送の運賃及び料金に関する事項について協議する。

2 運賃分科会の委員は、次のとおりとする。

（1）第3条第1項第1号に掲げる委員

（2）第3条第1項第6号に掲げる委員

（3）第3条第1項第7号に掲げる委員

（4）第3条第1項第11号に掲げる委員

（5）法第9条第4項第2号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者

3 運賃分科会の座長は、前項第1号の委員をもって充てる。

4 運賃分科会の運営その他必要な事項は、市長が定め、必要に応じて会議を招集する。

（会議の公開及び傍聴）

第9条 原則として、交通会議は公開とし、委員名簿、配付資料、議事概要等をウェブページ等により公開する。ただし、市長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 交通会議を傍聴することができる者（以下「傍聴者」という。）の定員は15人とする。ただし、座長が必要と認めるときはこの限りでない。
- 3 会議の傍聴を希望する者は、交通会議開催当日の開催時刻の30分前から15分前までの間に、受付において、傍聴者名簿に氏名を記載し、傍聴申し込みの受付を済ませなければならない。
- 4 前項の傍聴を希望する者が定員を超えたときは、前項の受付を済ませた者の中から抽選を行い、傍聴者を決定するものとする。
- 5 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他座長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。
- 6 傍聴者は、会場において、許可なく写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。
- 7 報道機関については、傍聴定員の外とし、座長の指示に従い傍聴できるものとする。
- 8 報道機関による写真等の撮影は、会議の開始前までに限りこれを認めることとし、開始後は、許可なく写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。
- 9 座長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会場からの退去等を命じることができる。

（会議の結果の取扱い）

第10条 交通会議における意見について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（庶務）

第11条 交通会議の庶務は、都市整備局地域交通推進課において処理する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表１（第３条関係）

横浜市地域公共交通会議 構成委員

|      | 職名                                                    | 該当         |
|------|-------------------------------------------------------|------------|
| 構成委員 | 横浜市長（横浜市都市整備局交通政策部地域交通推進担当部長）                         | 第３条第１項第１号  |
|      | 一般乗合旅客自動車運送事業者<br>（一般社団法人神奈川県バス協会乗合部会長）               | 第３条第１項第２号  |
|      | 一般乗用旅客自動車運送事業者<br>（神奈川県タクシー協会横浜支部副支部長）                | 第３条第１項第３号  |
|      | 一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体（神奈川県バス協会 専務理事）                  | 第３条第１項第４号  |
|      | 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体（神奈川県タクシー協会横浜支部事務局長）             | 第３条第１項第５号  |
|      | 住民（公募市民）                                              | 第３条第１項第６号  |
|      | 国土交通省関東運輸局長（国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官）               | 第３条第１項第７号  |
|      | 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体（神奈川県交通運輸産業労働組合協議会 副議長） | 第３条第１項第８号  |
|      | 国土交通省関東運輸局交通政策部交通企画課長                                 | 第３条第１項第９号  |
|      | 神奈川県県土整備局都市部交通企画課長                                    | 第３条第１項第１０号 |
|      | 学識経験者                                                 | 第３条第１項第１１号 |

＊その他、市長が必要と認めるときは、交通会議に次に掲げる者を委員として加えることができる。

|                 |                      |           |
|-----------------|----------------------|-----------|
| その他<br>構成<br>委員 | 第２条に関連する地域を管轄する道路管理者 | 第３条第２項第１号 |
|                 | 第２条に関連する地域を管轄する交通管理者 | 第３条第２項第２号 |
|                 | その他交通会議の運営上必要と認められる者 | 第３条第２項第３号 |

別表２（第８条関係）

運賃分科会 構成委員

|      | 職名                                      | 該当        |
|------|-----------------------------------------|-----------|
| 構成委員 | 横浜市長（横浜市都市整備局交通政策部地域交通推進担当部長）           | 第８条第２項第１号 |
|      | 住民（公募市民）                                | 第８条第２項第２号 |
|      | 国土交通省関東運輸局長（国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官） | 第８条第２項第３号 |
|      | 学識経験者                                   | 第８条第２項第４号 |
|      | 一般乗合旅客自動車運送事業者                          | 第８条第２項第５号 |